

使用済自動車の再資源化等に関する法律  
(自動車リサイクル法)に基づく更新登録申請の手引き

- － 引取業の更新登録をされる方へ －
- － フロン類回収業の更新登録をされる方へ －

平成19年3月  
兵庫県

## 目 次

1	引取業及びフロン類回収業の登録とは	P 2
2	更新登録申請しようとする人は次の事項を確認すること	P 2
3	更新登録申請手数料（平成19年3月1日現在）	P 3
4	更新登録申請手続き	P 3
5	登録通知書	P 4
6	自動車リサイクルシステムへの登録について（新規登録者のみ）	P 4
	更新登録申請書の提出先について	P 4
	更新登録申請に必要な提出書類一覧	P 5
	申請書様式	P 7
	記載例	P 15

## 1 引取業及びフロン類回収業の登録とは

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」又は単に「法」という。）に基づき、使用済自動車（①）の引取業又はフロン類回収業を行おうとする事業者は、当該業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事、又は政令市の区域毎に登録を受ける必要があります。

兵庫県内においては事業所の所在地により、それぞれ兵庫県知事、又は保健所設置市（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）の登録を受けることとなります。

この手引きは、兵庫県に登録申請を行う場合について記載しています。

### 用語の説明

①使用済自動車	自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車にあつては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいう。
②引取業	自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて、法第42条第1項の登録を受けた者をいう。
③フロン類回収業	使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業をいい、「フロン類回収業者」とは、フロン類回収業を行うことについて、法第53条第1項の登録を受けた者をいう。

## 2 更新登録申請しようとする人は次の事項を確認すること

(1) 自動車リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律（以下「フロン類回収破壊法」という。）を熟知すること。

(2) 引取業及びフロン類回収業毎の登録の基準に適合すること

業種	引取業	フロン類回収業
対象者	引取業登録申請者	フロン類回収業登録申請者
登録の基準	次のいずれかの基準に適合すること ①使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること。 ②使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知識を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。	次の各号の基準に適合すること ①使用済自動車の引取に当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。 ②申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

\* 「十分な知識を有する者」を示す書類の例：①自動車整備士の資格証等の写し、②中古自動車査定士の資格証等の写し、③業界団体が行う講習の受講修了証の写し、④その他前記と同等と判断されるもの

(3) 法に定める「欠格事項」に該当しないこと

## 欠 格 事 項

登録を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は登録が拒否される

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第51条第1項（フロン類回収業者にあつては第58条第1項。以下同じ。）の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- 4 引取業者（又はフロン類回収業者。以下同じ。）で法人であるものが第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその引取業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- 5 第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業（又はフロン類回収業。）に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

### 3 更新登録申請手数料（平成19年3月1日現在）

業の区分	更新登録
引取業	3,600円
フロン類回収業	4,000円

※ 登録申請手数料は、兵庫県証紙を県民局等で購入し、県民局環境課の窓口で申請書類の確認を受けた後、申請書の裏面に貼付してください。

### 4 更新登録申請手続き

- (1) 登録を受けた者は、登録を受けてから5年以内にその更新を受ける必要があります。  
（登録期間は申請の登録日から5年間有効です。）
- (2) 登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失うこととなります。  
有効期限を過ぎてからの更新登録申請は受け付けられません。あらためて新規登録申請を行っていただく必要があります。
- (3) 更新登録申請は、現に有効な登録が満了する日の3ヶ月前から受付します。  
（審査日数の関係上、有効期限の約1ヶ月前までに更新登録申請を行ってください。）
- (4) 提出資料・提出部数  
引取業の場合は「引取業登録申請書」、フロン類回収業の場合は「フロン類回収業登録申請書」と、必要な書類（登録申請に必要な提出書類一覧参照）にボールペン等で記入（鉛筆不可）。申請書類等を一式セットし、正本、副本（コピー）各一部を提出します。  
（必要な書類等は原則としてA4判とします。）
- (6) 申請書類等は各県民局の環境課窓口へ持参しチェックを受ける。  
※ 郵送途上におけるトラブルを防止するため、申請書類等は直接各窓口へご持参ください。
- (7) 添付書類又は記載事項に不備があれば修正する。  
（申請書類を返却する場合があります。）
- (8) 更新登録申請手数料を貼付若しくは納入した後、申請書を提出する。
- (9) 更新登録日は、更新前の登録の有効期限の次の日

### 5 登録通知書

- (1) 登録通知書は審査完了後に連絡しますので、申請を行った各窓口で受け取ってください。
- (2) 配達記録郵便を希望される方は、事前に各県民局環境課にお尋ねください。

## 6 自動車リサイクルシステムへの登録について

既に自動車リサイクルシステムの登録を受けている事業者は、自治体の更新登録に伴って同システム上で新たに手続を行う必要はありません。

### 登録申請書の提出先について（新規・更新登録用）

- **兵庫県**（新規登録申請の場合で、複数の事業所が兵庫県管轄内にある場合等、どの県民局になるか、わかりにくい時は、最寄りの県民局にご連絡ください。）

コード	受付県民局（住所／電話番号）	管轄区域(平成19年3月1日現在)
1	阪神南県民局 環境課 tel(06)6481-7641 〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-3	芦屋市
3	阪神北県民局 環境課 tel(0797)83-3101 〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
4	東播磨県民局 環境課 tel(0794)21-1101 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
5	北播磨県民局 環境課 tel(0795)42-5111 〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
2	中播磨県民局 環境課 tel(079)281-3001 〒670-0947 姫路市北条 1-98	神河町、市川町、神崎町
6	西播磨県民局 環境課 tel(0791)58-2100 〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
7	但馬県民局 環境課 tel(0796)23-1001 〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
8	丹波県民局 環境課 tel(0795)72-0500 〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	篠山市、丹波市
9	淡路県民局 環境課 tel(0799)22-3541 〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	洲本市、南あわじ市、淡路市

\*兵庫県の場合、登録番号の6桁目は県民局コードを割り当てています。既に登録を有する方は、更新登録申請、変更届については当該の県民局に提出してください。

（例：登録番第20281500712号：6桁目の県民局コードは5であり、北播磨県民局が窓口です。）

次の保健所設置市の管轄内にも引取業、又はフロン類回収業を行う事業所がある場合は該当する市に登録申請が必要です。各政令市の窓口でご相談ください。手続きが異なります。

- **神戸市** 神戸市環境局 事業系ごみ対策課 tel(078)331-8181(代表)  
〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 (3号館6階)
  - **姫路市** 姫路市環境局美化部 産業廃棄物対策課 tel(0792)21-2405  
〒670-8501 姫路市安田4丁目1番地(本館2階)
  - **尼崎市** 尼崎市美化環境局環境対策部 産業廃棄物対策担当 tel(06)6489-6310  
〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 (中館9階)
  - **西宮市** 西宮市環境局環境緑化部 産業廃棄物対策課 tel(0798)35-3277  
〒662-0855 西宮市江上町 3-40 (江上庁舎3階)
- (※平成19年4月2日から事務所の所在地を次のとおり変更する予定です。)  
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3 (本庁舎8階) tel(0798)35-3277

(引取業の更新登録申請に必要な提出書類一覧)

引取業登録申請書 (記載事項)
① 氏名又は名称・住所 (法人にあつては、その代表者の氏名)
② 事業所の名称・所在地
③ 役員の氏名・役職 (申請者が法人の場合)
④ 申請者が未成年である場合には、法定代理人の氏名・住所 (該当のある場合)
⑤ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

引取業登録申請書に添付する書類
(1) 住民票の写し (本籍の記載のあるもの) 又は外国人登録証明書 (申請者が個人の場合) ※申請者が未成年者である場合には、法定代理人のもの
(2) 登記事項証明書 (申請者が法人の場合・3か月以内のもの)
(3) 誓約書 (欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面)
(4) 使用済み自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類
① 使用済自動車にフロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載した書類 (記載例に参考書類を掲載)
② 自動車の構造に関して十分な知見を有する者が確認することを示す書類 (自動車整備士や中古自動車査定士等の資格者証等の写し等、業界団体等が行う講習の受講終了証の写し等)
(5) 事業所周辺の地図 (事業所の位置を明記してください)
(6) 同時申請 (届出) に関する申立書 (複数申請 (引取業・フロン業等) を同時に行う場合)

(フロン類回収業の更新登録申請に必要な提出書類一覧)

フロン類回収業登録申請書 (記載事項)
① 氏名又は名称・住所 (法人にあつては、その代表者の氏名)
② 事業所の名称・所在地
③ 役員の氏名・役職 (申請者が法人の場合)
④ 申請者が未成年である場合には、法定代理人の氏名・住所 (該当のある場合)
⑤ 回収しようとするフロン類の種類
⑥ 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力
⑦ フロン類回収設備の数

フロン類回収業登録申請書に添付する書類
(1) 住民票の写し (本籍の記載のあるもの) 又は外国人登録証明書 (申請者が個人の場合) ※申請者が未成年者である場合には、法定代理人のもの
(2) 登記事項証明書 (申請者が法人の場合・3か月以内のもの)
(3) 誓約書 (欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面)
(4) フロン類回収設備の所有権 (又は使用权) を有することを証する書類 (購入契約書、納品書、領収書、購入証明書、借用契約書、共同使用規定書等)
(5) フロン類回収設備の種類 (CFC, HFC, CFC・HFC兼用) 及び設備の能力 (g /分) を説明する書類 (設備図面、能力諸元一覧を示す取扱説明書、仕様書、カタログ、写真等)
(6) 事業所周辺の地図 (事業所の位置を明記してください)
(7) 同時申請 (届出) に関する申立書 (複数申請 (引取業・フロン業等) を同時に行う場合)

様式第一（第四十六条関係）

登 録  
引取業者 申請書  
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

兵庫県知事 様

(郵便番号)

住 所

氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)  電話番号
事業所の名称及び所在地	
名 称	
所 在 地	(郵便番号)  電話番号

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

(a) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。

(b) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事務所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄について、まとめて記載することも可能とする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三（第五十条関係）

登 録  
フロン類回収業者 申請書  
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

兵庫県知事 様

(郵便番号)

住 所

氏 名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	住 所 (郵便番号)  電話番号
住 所	(郵便番号)  電話番号
事業所の名称及び所在地	
名 称	所 在 地 (郵便番号)  電話番号
所 在 地	(郵便番号)  電話番号

回収しようとするフロン類の種類		
C F C		
H F C		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200g/min未満	200g/min以上
C F C用	台	台
H F C用	台	台
C F C, H F C兼用	台	台

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事務所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄について、まとめて記載することも可能とする。
- 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

F A X 番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

私及び私の使用人（政令で定める者に限る。）

は、「使用済自動車の再資源化等に関する  
当社、当社の役員及び当社の使用人（同上）

法律」第 4 5 条第 1 項第 1 号から第 7 号（引取業）又は第 5 6 条第 1 項第 1 号から第 7  
号（フロン類回収業）のいずれにも該当していません。

また 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく、引取業、フロン類回収業の登  
録を受けた後は、法令等に従い適正かつ誠実に業務を遂行いたします。

なお、法令等に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議ありません。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 4 5 条（第 5 6 条）第 1 項第 1 号から第 7 号

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 3 第 51 条（第 58 条）第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 4 引取業者（フロン類回収業者）で法人であるものが第 51 条（第 58 条）第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 5 第 51 条（第 58 条）第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業（フロン類回収業）に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

(別紙)

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

(申請者)

住 所

氏 名



(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

同時申請（届出）に関する申立書

本申請（届出）における下記の添付書類については、平成 年 月 日付けで貴庁に同時に申請（届出）した の 日付けで貴庁に同時のものとして共通しております

引 取 業 フロン類回収業 解 体 業 破 碎 業	登 録 申 請 書 変 更 届 出 書 更 新 登 録 申 請 書 許 可 申 請 書 変 更 許 可 申 請 書 更 新 許 可 申 請 書
------------------------------------	--

ので省略します。

記

※添付を省略する書類のチェック欄に印しをつけてください。

引取業・回収業	チェック	添 付 書 類
引 取 業 ・ 回 収 業	<input type="checkbox"/>	住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（個人）、
	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書（法人用）
	<input type="checkbox"/>	法定代理人の住民票の写し
解 体 業 ・ 破 碎 業	<input type="checkbox"/>	業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取り図
	<input type="checkbox"/>	施設の所有権（又は使用権限）の証明書
	<input type="checkbox"/>	住民票の写し又は外国人登録証明書（個人、役員等）、
	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書（個人、個人株主等）、
	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書（法人、法人株主等用）
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為（法人）	

## 事業所名簿

名 称	
所在地	〒 TEL
名 称	
所在地	〒 TEL
名 称	
所在地	〒 TEL
名 称	
所在地	〒 TEL
名 称	
所在地	〒 TEL
名 称	
所在地	〒 TEL
名 称	
所在地	〒 TEL
名 称	
所在地	〒 TEL
名 称	
所在地	〒 TEL

## 役員等名簿

(ふりがな) 氏名	
役職名	

様式第一（第四十六条関係）（記載例）

登録  
引取業者 申請書  
登録の更新

該当する方を○で  
囲んでください。

更新の場合、記入  
してください。

※登録番号	
※登録年月	

申請する年月日を記載し  
てください。

年 月 日

兵庫県知事 様

（郵便番号）〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 兵庫県〇〇市〇〇町△△番地

氏 名 株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

該当しない方を二重  
線で消してください

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。 （法人である場合に記入すること。）	
（ふりがな） 氏 名 ×× ×× ○○ ○○ ×× ×× ○○ ○○	役 職 名 □□□□□□
役員数が多い場合には、別添「役員等名簿」の とおりと記載し、当該名簿の添付することで可。	
法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）	
（ふりがな） 氏 名 ×× ×× ○○ ○○	住 所 （郵便番号）〇〇〇-〇〇〇〇 兵庫県〇〇市〇〇町□□番地 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
事業所の名称及び所在地	
名 称 株式会社〇〇〇〇〇 〇〇営業所	所在地 （郵便番号）〇 兵庫県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
事業所が2ヶ所以上の場合には、別添「事業所名簿」 のとおりと記載し、当該名簿の添付することで可。	

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

(a) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。  
(別紙のとおり)

(b) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。  
(別紙のとおり)

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返して設け、事務所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄について、まとめて記載することも可能とする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。



回収しようとするフロン類の種類		
CFC	○	
HFC	○	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	○ 台	○ 台
HFC用	□ 台	□ 台
CFC, HFC兼用	△ 台	△ 台

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返して設け、事務所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄について、まとめて記載することも可能とする。
- 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(記載例)  
誓約書

申請年月日を記載してく  
ださい。

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

(申請者)

住所 兵庫県〇〇市〇〇町△△番地

氏名 株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

法人の場合：上段  
個人の場合：下段  
を消してください。

押印して  
ください。

印

~~私及び私の使用人（政令で定める者に限る。）~~

は、「使用済自動車の再資源化等に関する  
当社、当社の役員及び当社の使用人（同上）

法律」第45条第1項第1号から第7号（引取業）~~又は第56条第1項第1号から第7号~~  
~~（フロン類回収業）~~のいずれにも該当していません。

該当しない方を＝（二重線）  
で消してください

また 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく、引取業、フロン類回収業の登  
録を受けた後は、法令等に従い適正かつ誠実に業務を遂行いたします。

なお、法令等に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議ありません。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条（第56条）第1項第1号から第7号

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に  
基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく  
なった日から2年を経過しない者
- 3 第51条（第58条）第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過  
しない者
- 4 引取業者（フロン類回収業者）で法人であるものが第51条（第58条）第1項の規定により登録  
を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者  
でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 第51条（第58条）第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業（フロン類回収業）に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前  
各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの